

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

改正後	現行（最終改正 令和2年11月17日付け消食表第434号）
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1 登録申請等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>登録試験機関の登録を申請しようとする者は、様式第1号による申請書に、必要とされる資料を添えて提出すること。また、添付する書類については、次によること。<u>なお、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号。以下「内閣府令」という。）第9条第2項第1号に掲げる登記事項証明書は、添付を省略することができる。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 登録の更新の申請書</p> <p>登録の更新を申請しようとする者は、様式第2号の申請書に、必要とされる資料を添えて提出すること。また、登録の更新の申請書に添付する書類については、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 標準作業書など内閣府令第9条第2項第4号に掲げる書類の添付は<u>省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1 登録申請等</p> <p>1 登録申請書</p> <p>登録試験機関の登録を申請しようとする者は、様式第1号による申請書に、必要とされる資料を添えて提出すること。また、添付する書類については、次によること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 登録の更新の申請書</p> <p>登録の更新を申請しようとする者は、様式第2号の申請書に、必要とされる資料を添えて提出すること。また、登録の更新の申請書に添付する書類については、1によるほか、次によること。</p> <p>(1) 標準作業書など<u>健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号。以下「内閣府令」という。）</u>第9条第2項第4号に掲げる書類の添付は<u>省略できるものであること。</u></p>

(2) (略)
3 (略)
第2～第5 (略)

様式第1号

収入
印紙

登 録 申 請 書
年 月 日

消費者庁長官 殿

所 在 地
名 称
代表者の氏名

健康増進法第44条の登録試験機関の登録を受けたいので、同法第46条の規定により、次のとおり申請します。

1・2 (略)

(2) (略)
3 (略)
第2～第5 (略)

様式第1号

収入
印紙

登 録 申 請 書
年 月 日

消費者庁長官 殿

所 在 地
名 称
代表者の氏名

健康増進法第44条の登録試験機関の登録を受けたいので、同法第46条の規定により、次のとおり申請します。

1・2 (略)

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(削除)

2 収入印紙は、消印をしないこと。

様式第2号

収入
印紙

登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

消費者庁長官 殿

所 在 地
名 称
代表者の氏名

健康増進法第44条の登録試験機関の登録の更新を受けたいので、同法第47条第1項の規定により、次のとおり申請します。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第9条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

3 収入印紙は、消印をしないこと。

様式第2号

収入
印紙

登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

消費者庁長官 殿

所 在 地
名 称
代表者の氏名

健康増進法第44条の登録試験機関の登録の更新を受けたいので、同法第47条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1～3 (略)

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(削除)

2 収入印紙は、消印をしないこと。

様式第3号～第11号 (略)

1～3 (略)

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第10条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

3 収入印紙は、消印をしないこと。

様式第3号～第11号 (略)